

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成26年11月11日京都市条例第26号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行により次のとおり関係条例を整備することとしました。

- 1 食品衛生法の一部が改正されることに準じ、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例第2条第1号に規定する食品から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第9項に規定する再生医療等製品を除外します。
- 2 薬事法の一部が改正されることに伴い、京都市衛生関係手数料条例及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の規定を整備します。

この条例は、平成26年11月25日から施行することとしました。

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第26号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(京都市衛生関係手数料条例の一部改正)

第1条 京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

	「	「	
別表薬事法の項中	薬事法	医薬品、 医療機器等の 品質、有効性及 び安全性の確保 等に関する法律	を
	」	」	に、「薬事法施行令第3条第3号」

を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条」  
に改め、同表薬事法施行令の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有  
効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、

第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医 薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,400	を
		」

第1条の5第1項の規定に基づく薬局の開設 の許可証の書換え交付	2,400	
------------------------------------	-------	--

第1条の6第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の再交付	3,500	に
第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,400	

」

改め、「薬局の開設の許可証及び」を削る。

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部改正)

第2条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び同条第2項」を「、同条第2項」に改め、「医薬部外品」の右に「及び同条第9項に規定する再生医療等製品」を加える。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)